

「変更調剤プロトコル逸脱報告書」について

1. 医療機関より運用を逸脱している旨の連絡があった薬局は、
速やかに[変更調剤プロトコル逸脱報告書](#)に記入し、**所属する市の薬剤師会**に
メールで報告してください。その際、報告書は逸脱の内容が明確に理解できる内容とし、
個人が特定できる情報は記載しないようにお願いします。
2. 薬局より逸脱報告書の提出を受けた薬剤師会は、
逸脱の内容が理解できる内容となっていること、個人が特定できる情報が記載されて
いないことを確認した上で、**協議会事務局（担当の薬剤師会）**（※）にメールで
その内容を共有（報告）してください。
（※）令和6年度・7年度は、茨木市薬剤師会
3. 報告を受けた協議会事務局は、協議会に所属する各薬剤師会に、逸脱報告書の内容を
共有（報告）してください。
4. 協議会事務局より報告を受けた薬剤師会は、調剤事前申し合わせ協定を締結している
会員薬局に、6月、9月、12月、3月に内容を共有してください。
ただし、緊急性の高い内容については、随時共有をおねがいします。
共有の方法については、各薬剤師会の運用方法に委ねます。